

# 居宅介護支援 重要事項説明書

●法人名 社会福祉法人 愛星福祉会 ●代表者名 理事長 星 光一郎  
 ●法人所在地 福島県郡山市片平町字妙見館1番1  
 ●電話番号 024-951-0729 ●設立年月 : 昭和62年6月29日

## 1. サービスをご利用できる方

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。  
 (要支援1・2の方はご利用できません)

・要介護  
1～5

## 目 次

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類および名称

#### ●事業所の種類

指定居宅介護支援事業所

平成12年4月1日指定および開設 (福島県 0770300143号)

管理者氏名 菊池 和枝

#### ●事業所の名称

社会福祉法人 愛星福祉会

星ヶ丘在宅介護支援センター

### (2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談・援助を行います。利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、ケアプラン作成等をいたします。

なお、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

(3) 事業所の所在地 福島県郡山市片平町字妙見館1番1

(4) 電話番号 024-951-0729

(5) 当事業所の運営方針 (5つの方針)

在宅高齢者と  
ご家族の  
福祉の向上

利用者本位の  
サービス提供

自立支援を目  
指したサービス  
計画の作成

心身機能の  
維持と  
機能訓練

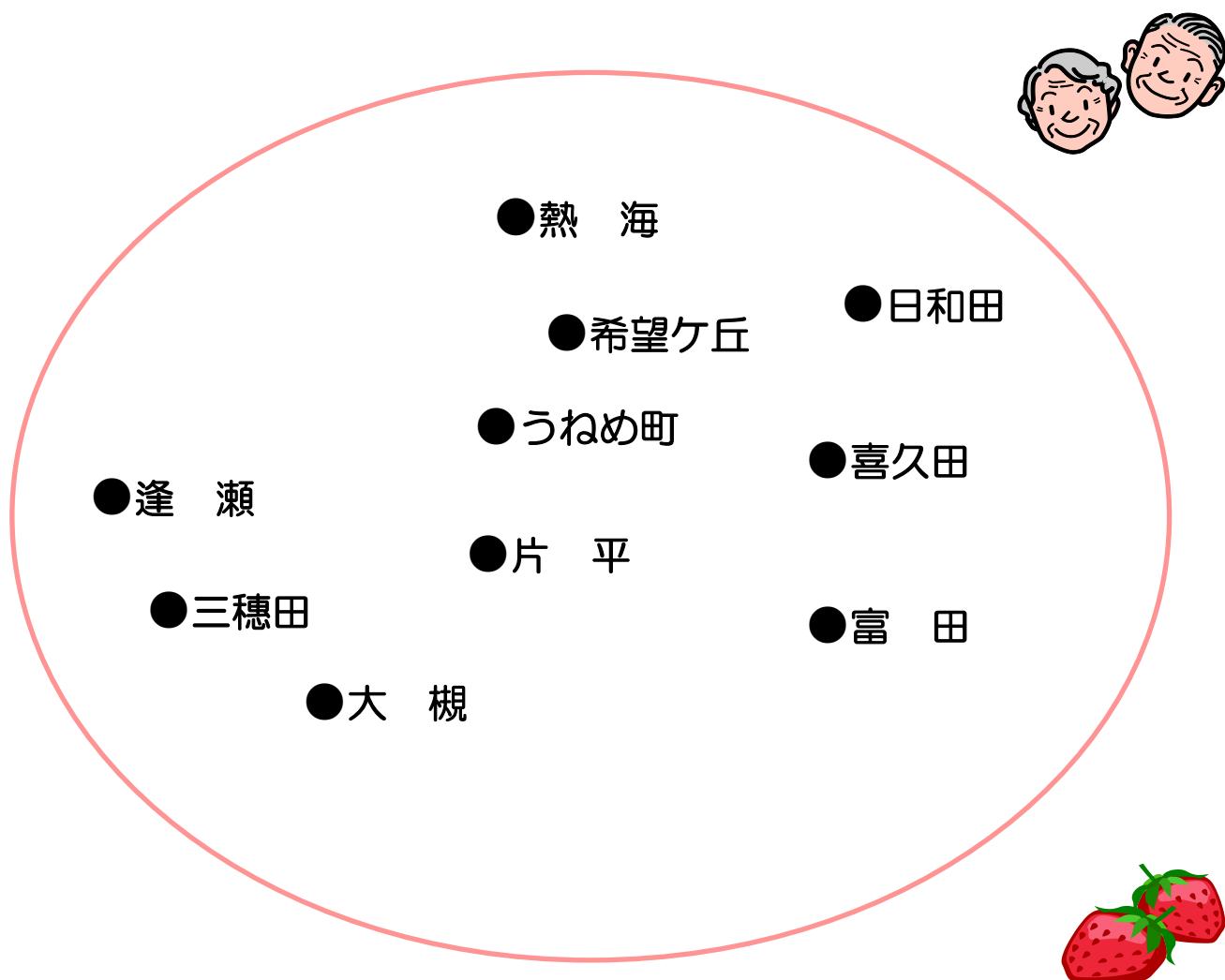
さまざまな  
ニーズに応じた  
サービス提供

事業所の概要	1
事業の実施地域 職員の配置状況	2
申し込みから サービス提供まで	3
利用料金等	4
サービスの 利用方法	6
緊急時・事故発生時 秘密の保持について	7
苦情等の窓口について	10



### 3. 事業の実施地域（郡山市内）

主に現在ご利用いただいている地区



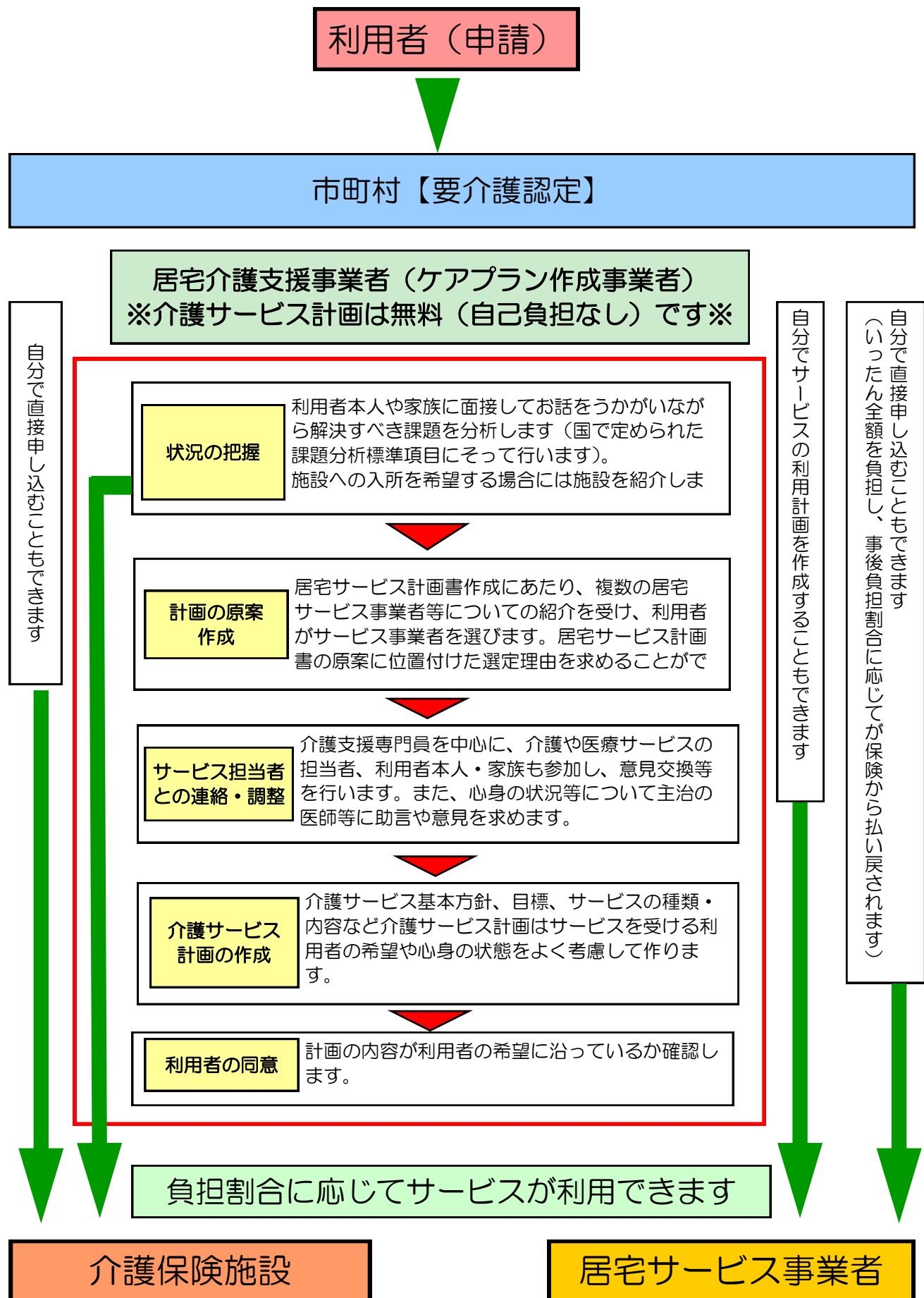
### 4. 職員の配置状況

職種	常勤	業務内容
管理 者	1名	管理業務
主任 介護支援専門員	1名 (1名管理者と兼務)	居宅サービス 計画の作成
介護支援専門員	1名	

### 5. 営業時間

- 月～土曜日 午前8時45分～午後5時
- 休業日 日曜、祝日、  
12月31日～1月3日
- 緊急連絡電話 024-951-0729

## 6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 7. 利用料金

### (1) 基本利用

お客様	要介護度 1・2	要介護度 3～5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付
	あり 居宅介護支援費Ⅰ	10,860円(Ⅰ) 14,110円(Ⅰ)

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日郡山市の窓口に提出しますと、全額返戻を受けられます。看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡により利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、基本報酬の算定を致します。

### (2) 加算料金

#### 初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合または要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

3,000円

#### 入院時情報連携加算　Ⅰ　Ⅱ

利用者が病院又は診療所等へ入院するに当たって、利用者が病院等へ入院してから該当病院または診療所の職員に対して該当利用者に関する必要な情報を提供した場合。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| (Ⅰ) 入院当日及び入院日前に情報提供  | 2,500円 |
| (Ⅱ) 入院日の翌日又は翌々日に情報提供 | 2,000円 |

※ 入院する必要性が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えください。(お薬手帳と一緒に担当の介護支援専門員の名刺を保管しておいてください)

#### 退院・退所加算

入院・入所を経た後の退院・退所にあたって、病院・施設職員から必要な情報提供を受け、居宅サービス計画を策定した場合。

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| (Ⅰ) イ カンファレンス以外の方法で一回受けている          | 4,500円 |
| □ カンファレンスにより一回受けている                 | 6,000円 |
| (Ⅱ) イ カンファレンスの方法以外により二回受けている        | 6,000円 |
| □ 二回受けており、内一回以上はカンファレンスにより受けている     | 7,500円 |
| (Ⅲ) 三回以上受けており、内一回以上はカンファレンスにより受けている | 9,000円 |

### 通院時情報連携加算

- ・利用者一人につき、ひと月に一回の算定を限度とする。
- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

500円

### 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

3000円

### ターミナルケアマネジメント加算

在宅死亡した利用者の支援において、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備している。利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランへ位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合。

4000円

※ 加算の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日郡山市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

### (3) 交通費

※サービスを提供する地域（郡山市全域）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。  
実施地域の境界線より計算。 料金：1km=40円

郡山市全域は無料

### (4) 解約料

※解約料はかかりません

### (5) お支払方法

※料金が発生する場合、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月27日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、すべて銀行振込となります。

お振込の場合には、

入金確認の処理上、必ず依頼人欄に、利用者の「生年月日」と「氏名」の順でご記入ください。（記載不備の場合は、ご迷惑をおかけする場合があります）

例① 明治41年12月20日生れ 佐藤 松雄 様の場合

⇒ M411220サトウマツオ

例② 大正15年1月5日生れ 馬場 政吉 様の場合

⇒ T150105ババマサキチ

例③ 昭和2年1月5日生れ 鈴木 マサ 様の場合

⇒ S020105スズキマサ

### 指定口座への振り込み

東邦銀行 郡山卸町支店（普通預金）

口座番号 217321

口座名義 星ヶ丘在宅介護支援センター

管理者 菊池 和枝

※必ず「電信扱い」でお振込みください。

## 8. サービスの利用方法



### サービスの利用開始



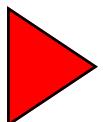
まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。



### サービスの終了

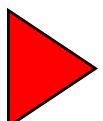


#### ①お客様のご都合



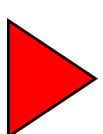
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合



人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ③自動終了



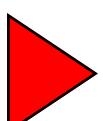
以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合

(ウ) お客様がお亡くなりになった場合

#### ④お客様やご家族の背信行為



お客様やご家族などが当事業所または介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 9. 経過観察・再評価について

(契約書第5条) 参照

- 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- 利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合には、主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するうえでの情報として提供を行います。

## 10. 緊急時の対応について (契約書第13条) 参照



訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 11. 個人情報の保護について (契約書第14条) 参照

- 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
- 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。

## 12. 秘密保持について (契約書第15条) 参照

- 事業者介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

## 13. 事故発生時の対応について (契約書第17条) 参照



- 事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を 講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- 事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。
- 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
  - 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
  - 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
  - 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録に残します。

## 14. 虐待防止について（契約書第18条）参照

- 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底します。  
①虐待防止のための指針を整備する。②虐待を防止するための定期的な研修会の実施。③前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- サービス提供中に該当事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

## 15. 身体拘束の制限等について（契約書第19条）参照

- 当事業所では、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、緊急やむを得なかつた状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとします。

## 16. 業務継続計画策定について（契約書第20条）参照

- 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常事態の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業員に対し、業務計画の周知並びに研修及び訓練を定期的に実施いたします。
- 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

## 17. 衛生管理等について（契約書第21条）参照

- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じます。
  - 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（概ね6か月に1回）
  - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針整備
  - 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施。

## 17. ハラスメント対策について（契約書第22条）参照

- 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害される事を防止するための指針の明確化等必要な措置を講じます。
- 利用者又は家族からのハラスメントに対する対策について介護支援専門員に対するハラスメントが確認された場合、事業所として継続したサービス支援の提供が困難となるばかりではなく、直ちに契約を終了させていただく場合がございますので、予めご了解ください。

## 18. ケアプランにおけるサービスの割合について（契約書第4条）参照

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合（上位三位までの利用状況）は【重要事項説明書】※別紙の通りです。



いつもあなたのそばに…  
**社会福祉法人 愛星福祉会**

## 19. 苦情の受付について（契約書第16条）参照



当事業所における居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する苦情やご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。ま

月曜日～金曜日（祝祭日は除く）午前9時～午後5時  
苦情受付窓口 菊池 和枝（管理者・主任介護支援専門員）  
電話番号 024-951-0729  
FAX 024-951-0767



1. 苦情解決責任者 ○星 光一郎（社会福祉法人愛星福祉会理事長）

2. 第三者苦情解決委員 ○田中 吾一

電話024-952-2333

○阿久津 信一

（人権擁護委員）電話024-952-2473

3. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は、面接、電話、手紙等による書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けします。また、第三者苦情解決委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者苦情解決委員に報告致します。但し、苦情を申し出た人が第三者苦情解決委員への報告を拒否した場合は報告致しません。第三者苦情解決委員は、内容を確認し、苦情を申し出た人に対して報告を受けた旨を通知致します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情を申し出た人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情を申し出た人は、第三者苦情解決委員の助言や立会いを求めるることができます。なお

、第三者苦情解決委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

① 第三者苦情解決委員による苦情内容の確認

② 第三者苦情解決委員による解決案の調整及び助言

③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）福島県「運営適正化委員会」の紹介

当施設及び事業所で解決できない苦情は、福島県社会福祉協議会に設置された福島県運営適正化委員会（事務局：福島市渡利字七社宮111

電話(024-523-2943)に申し立てることができます。

### ※上記以外の窓口について

①介護保険サービスの苦情について

福島県国民健康保険団体連合会

電話024-528-0040

受付時間（平日）午前9時～午後4時

②介護保険全般に関するお問い合わせ

郡山市介護保険課

電話024-924-3021

受付時間（平日）午前8時30分～午後5時15分

居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 福島県郡山市片平町字妙見館1番1

名 称 社会福祉法人 愛星福祉会  
星ヶ丘在宅介護支援センター  
管理者 菊池 和枝

説明者

所 属

氏 名 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 :

氏 名 :

印

家族（代理人）

住 所 :

氏 名 :

印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第38号（平成11年3月31日）第4条に基づき、利用者またはその家族への重要な事項説明のために作成しています。



いつもあなたのそばに…  
社会福祉法人 愛星福祉会